

改正

平成31年3月20日条例第8号

令和2年6月29日条例第18号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年富津市条例第44号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度の知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「重度心身障害者」という。）に対し医療費及び調剤費（以下「医療費等」という。）の一部を助成することにより、その健康の保持と生活の安定に寄与するとともに重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所において、その障害の程度が千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号）別表の最重度又は重度に該当すると判定された者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級の1級に該当する障害を有するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、規則に定める医療保険に関する法律をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費等の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である重度心

身障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされる者
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）
 - ウ 本市が身体障害者福祉法第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者
- (2) 重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの。ただし、重度心身障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者である場合を除く。
- (3) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者
- (4) 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども
- (5) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日の前日までの間に前条第1項の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後も引き続き同項の規定に該当しているものを除く。
- (6) 本市以外において、助成に相当する医療費等の支給を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 助成は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額（対象者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額並びに医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から、別表に定める世帯区分に応じた一部負担額を控除した額について行うものとする。

(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする対象者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、助成に係る受給資格の認定の可否を決定し、当該申請をした対象者に通知するものとする。

(受給券)

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成に係る受給資格の認定をしたときは、当該認定をした対象者に受給券を交付するものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた対象者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）のうち県内の保険医療機関において医療の給付を受けるときは、被保険者証等及び受給券を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 市長は、対象者が県内の保険医療機関において医療の給付を受けたときは、当該保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、対象者が当該保険医療機関以外の保険医療機関で保険給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、当該対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。

2 助成は、第5条第1項の規定による申請を受理した日から行うものとする。ただし、当該受理した日以前に対象者が保険医療機関において医療の給付を受けたときは、規則で定める日から行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により助成を受けようとする対象者は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年以内に市長に届け出るものとする。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた対象者は、第5条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、当該受給券を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 対象者は、助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該事由に係る助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 前項の場合において、対象者が助成を受けた後に第三者から損害賠償を受けたときは、対象者は、当該助成の額の限度において市長が定める額を返還しなければならない。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受け、又は助成以外に法令等による医療費等の支給を受けた者があるときは、その者に本市が既に支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(支払過誤の調整)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により保険医療機関又は対象者に助成する額を支払った場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤のあった支払月の翌月以降の支払額との間で必要な調整を行うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(時効)

第13条 助成を受ける権利は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、重度心身障害者に対する助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療の給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例第2条第1項の規定に該当していた65歳以上の者で、施行日以後も引き続き新条例第2条第1項の規定に該当するものについては、同条例第3条第2項第5号の規定は、適用しない。

(準備行為)

4 市長は、新条例の規定による受給券の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為を、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成31年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第3号に規定する者が受給資格の認定を受けるための申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても新条例の規定の例により行うことができる。

別表 (第4条関係)

世帯区分	一部負担額	
	入院1日又は 通院1回当たり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の場合	0円	

注1 市町村民税所得割課税世帯とは、基準税額が生じるものをいう。

2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として一部負担額を算定する。

改正

平成31年3月7日規則第10号

令和2年6月29日規則第23号

令和4年3月1日規則第8号

令和4年5月13日規則第21号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例施行規則

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和48年富津市規則第23号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療保険各法）

第2条 条例第2条第2項の医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （7）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（基準世帯員）

第3条 条例第3条第2項第2号の重度心身障害者と生計を一にする者として規則で定めるもの（以下「基準世帯員」という。）は、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、18歳未満の重度心身障害者（以下「重度心身障害児」という。）の配偶者、親権を行う者、未成年後見人等であって現に重度心身障害児を扶養し、かつ、生計を維持しているもの（以下「保護者」という。）が後期高齢者医療の被保険者である場合（第2号に掲げる場合に限る。）は、当該重度心身障害児の保護者及び当該重度心身障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該重度心身障害児以外の者で、当該重度心身障害児と同一の世帯に

属するものに限る。)とする。

(1) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 重度心身障害者の加入している医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「国民健康保険法等」という。）を除く。）の規定による被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者で、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、当該手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）

(2) 重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 重度心身障害者の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者で、同一の世帯に属するものに限る。）

(3) 重度心身障害者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 重度心身障害者の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者以外の者で、同一の世帯に属するものに限る。）

2 重度心身障害者が、基準世帯員（当該重度心身障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）及び被扶養者に該当しないときは、基準世帯員を当該重度心身障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

（基準税額）

第4条 条例第3条第2項第2号の基準税額は、次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、当該各号に定める市町村民税の所得割の額を合算した額とする。

(1) 重度心身障害者が医療保険各法（国民健康保険法等を除く。）の規定による被保険者である場合 当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額

(2) 重度心身障害者が前条第1項ただし書又は同項第2号若しくは第3号に該当する場合 当該重度心身障害者の市町村民税の所得割の額及び基準世帯員の市町村民税の所得割の額

(3) 重度心身障害者が前2号のいずれにも該当しない者である場合 基準世帯員の市町村民税の所得割の額

2 前項の所得割の額は、次の各号に掲げる方法により算定するものとする。

- (1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき額がある場合は、当該額を加算するものとする。
- (2) 扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において同じ。）がある場合は、当該扶養親族1人につき33万円（当該扶養親族が16歳以上の者であるときは、12万円）に地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 重度心身障害者又は基準世帯員が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成の申請書等）

第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市において当該書類の内容が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）
- (2) 被保険者証等
- (3) 基準税額を確認できる書類
- (4) 重度心身障害者医療費等付加給付等証明書（別記第2号様式）（療養に対する付加給付等のある医療保険に加入している場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（受給券）

第6条 条例第6条第1項の受給券は、重度心身障害者医療費等助成受給券（別記第3号様式）とする。

（受給券の有効期間）

第7条 受給券の有効期間は、第5条の申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から同日以後最初に到来する7月31日まで（以下「7月31日」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日又は7月31日のいずれか早い日までを受給券の有効期間とする。

- (1) 条例第2条第1項第1号の規定による手帳に再認定の記載があるとき 再認定年月の末日
- (2) 条例第2条第1項第2号の規定による手帳に次回判定年月の記載があるとき 次回判定年

月の末日

(3) 条例第2条第1項第3号の規定による手帳の交付を受けているとき 当該精神障害者保険福祉手帳の有効期限が到来する日

(受給券の更新)

第8条 受給券の更新については、第5条の規定を準用する。

2 前項の規定による更新後の受給券の有効期間は、当該更新前の受給券の有効期間の満了する日の翌日から起算して1年間又は前条第2項の規定による受給券の有効期間のいずれか早い日までとする。

(受給券の再交付)

第9条 受給券の交付を受けた対象者は、受給券を紛失し、汚損し、又は破損したときは、重度心身障害者医療費等助成受給券再交付申請書（別記第4号様式）により、市長に受給券の再交付を申請することができる。この場合において、受給券を汚損し、又は破損したときは、当該受給券を添えて申請しなければならない。

2 受給券の紛失により再交付を受けた対象者は、紛失した受給券を発見したときは、速やかに当該受給券を市長に返還しなければならない。

(助成開始日の特例)

第10条 条例第7条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者が重度心身障害者になったとき 身体障害者手帳等の交付を受けた日

(2) 重度心身障害者が本市の住民基本台帳に記録されたとき 当該記録をされた日。ただし、当該日に本市以外において助成に相当する医療費等の給付を受けることができる場合は、当該日の翌日

(医療費等の届出等)

第11条 条例第7条第3項の規定による届出は、重度心身障害者医療費等届出書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 助成を受ける医療費等に係る領収書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の届出は、1箇月を単位として、提出しようとする日の属する月の前月の末日までに受けた医療に係る医療費等を対象とする。

3 市長は、第1項の届出書を受理したときは、助成の可否を決定し、当該届出をした対象者に通知するものとする。

(届出の義務)

第12条 条例第8条の規定による届出は、重度心身障害者医療費等受給資格変更(喪失)届出書(別記第6号様式)により行わなければならない。

2 対象者が次に掲げる事由に該当するときは、前項の届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外へ転出したとき。

(3) 重度心身障害者でなくなったとき。

(4) 条例第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、医療費等の助成を必要としなくなったとき。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第13条 条例第9条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、重度心身障害者医療費等助成制度に係る債権譲渡について(別記第7号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(代理)

第14条 助成に関する申請、届出その他の行為は、本人又はその代理人が行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、重度心身障害者に対する助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月7日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書

富津市長 様		年 月 日				
申請者 住 所 氏 名 電 話						
次のとおり重度心身障害者医療費等助成に係る受給資格の認定について申請します。						
対 象 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		申請者 との続柄	<input type="checkbox"/> 本人	
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		男・女	生年月日	年 月 日
	加 入 医 療 保 険	政府・組合・日雇 船員・共済・国保 後期	記号番号	本人・本人 家族の別		本人 家族
障 害 の 程 度	身体障害者 手帳、療育 手帳又は精 神障害者保 健福祉手帳	手 帳 発 行 年 月 日		年 月 日発行		
		発 行 者				
		直 近 の 判 定 年 月 日		年 月 日判定		
		手 帳 番 号 ・ 程 度		第 号		
基 準 世 帯 員 (対象者と同 一の医療保 険の被保 険者等)	氏 名	続柄		氏 名	続柄	
	①			④		
	②			⑤		
	③			⑥		
	対象者と住所が 違う場合の住所					
対象者及び基準世帯員に係る市町村民税所得割課税者の有無					有・無	
指 定 振 込 口 座	金 融 機 関 名			支店名		
	口座種別	普通・当座	口座番号			
	フリガナ					
	口 座 名 義 人					
事 務 処 理 欄	基準税額課税状況 及び確認年月日		非課税・課税		円 年 月 日	
	1 受給資格該当により、受給券を交付する。					
	2 受給資格非該当により、却下する。					
決 裁 欄				添 付 書 類 確 認	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精 神障害者保健福祉手帳 2 被保険者証等 3 基準税額を証する書類 4 受給資格認定に要する個人情報等 の閲覧・提供に係る同意書	
認定年月日及び受給者番号			年 月 日			

第2号様式（第5条関係）

重度心身障害者医療費等付加給付等証明書

保 険 の 種 類			
被保険者証又は共済組合員証 の 記 号 番 号			
被 保 険 者 氏 名			
被 扶 養 者 氏 名		被 保 険 者 と の 続 柄	
保 険 給 付 の 割 合	入 院	外 来	
	割	割	
法定付加給付（高額療養費） 以外の療養付加給付等の内容 （ 給 付 率 ）			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富津市長 様</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p>			

(表)

重度心身障害者医療費等助成受給券		
公費負担者番号	受給者番号	
住所		
氏名		
生年月日		
一部負担額	通院1回 / 入院1日 / 保険調剤 無料	
	入院時食事療育費 全額自己負担	
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日交付	富津市長
この受給券は千葉県内で使用できます。		

(裏)

注意事項		
1 受診の際は、この券と被保険者証と一緒に医療機関（病院、保険調剤薬局、接骨院等）の窓口へ提出してください。		
2 県外国保組合の加入者で、1箇月に自己負担額が(80,100円+(総医療費-267,000円)×1%)を超える場合は、超えた額を医療機関の窓口で支払い、後日、支払った額を保険者に請求してください。		
3 更生医療等、他の医療給付の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先されます。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付の対象となる場合は、この券を使用できません。		
4 受給資格が無くなったときや、有効期間を経過したときは、この券を速やかに市の窓口にお返しください。		
5 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の窓口へこの券を添えて届け出てください。		
6 偽りその他不正にこの券を使用したとき又は市による過払いが生じたときは、後日、市より返還請求をさせていただきます。		
問い合わせ先 富津市役所 課		

第5号様式（第11条関係）

重度心身障害者医療費等届出書

年 月 日

富津市長 様

届出者 住 所
氏 名
電 話

年 月分の重度心身障害者医療費等の助成を受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

対 象 者	住 所	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ		受 給 者 番 号	
	氏 名	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ		生年月日	年 月 日
	加 入 医 療 保 険	保険者名		記号番号	
給 付 に 関 す る 事 項	同一世帯で前12箇月以内に3回以上の高額療養費該当の有無				有 ・ 無
	付加給付及び国等が法令等の規定により公費で負担する制度による給付の受給の有無				有 ・ 無
	第三者行為による傷病の有無				有 ・ 無
添 付 書 類	領収書				
	高額療養費・付加給付等証明書				
	その他医療費等の算定に必要な書類				

注1 この届出書は、受給券を提示せずに受診した場合、千葉県外の保険医療機関において受診した場合など、保険医療機関等の窓口で助成による医療費等の減額を受けていない場合に使用します。

- 2 この届出書に医療費等の明細が分かる領収書を添付して提出してください。
- 3 届出時に被保険者証を提示してください。
- 4 支給日は、高額療養費等の支給状況確認のため、医療の給付のあった月から3箇月後以降になります。
- 5 この助成制度のほか、医療保険各法の高額療養費、付加給付、その他法令等の規定により国等から医療費等の助成等を受けることができる場合は、助成金の減額又は返還を求める場合があります。

第7号様式（第13条関係）

重度心身障害者医療費等助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

富津市長 様

受給者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、第三者の行為により被害を受け、当該第三者の行為による疾病又は負傷に係る医療の給付を受けたため、条例第9条第1項の規定により下記損害賠償請求権を富津市に譲渡します。

また、損害額、事故態様、治療状況その他私の個人情報をも、この書において譲渡された請求権に基づく請求のために、取得又は利用することに同意します。

記

受給者 (被害者)	公費負担者 番 号		受給者番号	
	加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 氏 名	被 保 険 者 記 号 番 号	
		保 険 者 名	保 険 者 番 号	
第三者行 為(事故) の 状 況 及 び 譲 渡 す る 債 権	発 生 日 時		発 生 場 所	
	原 因 及 び 被 害 の 状 況			
	債 権 額		金 円	
第 三 者 (加 害 者)	住 所			
	氏 名			電 話 番 号
	交 通 事 故 の 場 合	自 賠 責 保 険	保 険 会 社 名 称	電 話 番 号
			所 在 地	
	交 通 事 故 の 場 合	任 意 保 険	保 険 会 社 名 称	電 話 番 号
所 在 地				

注 この書を提出するときに不明である事項は、空白のまま提出し、判明後速やかに市に連絡してください。

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例施行規則（平成27年富津市規則第40号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(助成の申請書等)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市において当該書類の内容が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）</p> <p>(2) 被保険者証等</p> <p>(3) 基準税額を確認できる書類</p> <p>(4) 重度心身障害者医療費等付加給付等証明書（別記第2号様式）（療養に対する付加給付等のある医療保険に加入している場合に限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（届出の義務）</p>	<p>(助成の申請書等)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市において当該書類の内容が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）</p> <p>(2) 被保険者証等</p> <p>(3) 基準税額を確認できる書類</p> <p>(4) 重度心身障害者医療費等付加給付等証明書（別記第2号様式）（療養に対する付加給付等のある医療保険に加入している場合に限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（届出の義務）</p>
<p>第12条 条例第8条の規定による届出は、重度心身障害者医療費等受給資格変更（喪失）届出書（別記第6号様式）により行わなければならない。</p> <p>2 対象者が次に掲げる事由に該当するときは、前項の届出書により速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 市外へ転出したとき。</p> <p>(3) 重度心身障害者でなくなったとき。</p> <p>(4) 条例第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、医療費等の助成を必要としなくなったとき。</p>	<p>第12条 条例第8条の規定による届出は、重度心身障害者医療費等受給資格変更（喪失）届出書（別記第6号様式）により行わなければならない。</p> <p>2 対象者が次に掲げる事由に該当するときは、前項の届出書により速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 市外へ転出したとき。</p> <p>(3) 重度心身障害者でなくなったとき。</p> <p>(4) 条例第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、医療費等の助成を必要としなくなったとき。</p>
<p>別記 第1号様式（第5条関係）</p>	<p>別記 第1号様式（第5条関係）</p>

第 6 号様式 (第12条関係)

第 6 号様式 (第12条関係)

第1号様式（第5条関係）

重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書

年 月 日													
富津市長 様													
申請者 住 所													
氏 名													
電 話													
次のとおり重度心身障害者医療費等助成に係る受給資格の認定について申請します。													
対 象 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ						申 請 者 との続柄	<input type="checkbox"/> 本人				
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ						生年月日	年 月 日				
	個 人 番 号												
	加 入 医 療 保 険	政府・組合・日雇 船員・共済・国保 後期			記号番号			本人・ 家族の別			本人 家族		
障 害 の 程 度	身体障害者 手帳、療育 手帳又は精 神障害者保 健福祉手帳	手 帳 発 行 年 月 日						年 月 日発行					
		発 行 者											
		直 近 の 判 定 年 月 日						年 月 日判定					
		手 帳 番 号 ・ 程 度						第 号					
基 準 世 帯 員 (対象者と同一 の医療保険の被 保険者等)	氏 名			続柄			個人番号						
	①												
	②												
	③												
	④												
	対象者と住所が 違う場合の住所												
対象者及び基準世帯員に係る市町村民税所得割課税者の有無										有・無			
指 定 振 込 口 座	金 融 機 関 名							支店名					
	口座種別	普通・当座		口座番号									
	フリガナ 口 座 名 義 人												
事 務 処 理 欄	基準税額課税状況 及び確認年月日			非課税・課税			円		年 月 日				
	1 受給資格該当により、受給券を交付する。												
	2 受給資格非該当により、却下する。												
	決 裁 欄							添 付 書 類 確 認	1 身体障害者手帳、療育手帳又は 精神障害者保健福祉手帳 2 被保険者証等 3 基準税額を証する書類 4 受給資格認定に要する個人情報 等の閲覧・提供に係る同意書				
認定年月日及び受給者番号						年 月 日							

